2013年2月26日

各　位

会　社　名　　株式会社　クレハ
代表者名　　代表取締役社長　小林　豊
コード番号　　4023（東証第一部）
問合せ先　　広報・ＩＲ部長　数井 明生
（ＴＥＬ　０３－３２４９－４６５１）

2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2013年2月26日開催の取締役会において決議いたしました2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の払込金額と同額とする。
(2) 転換価額	433円
（参考）発行条件決定日（2013年2月26日）における株価等の状況	
イ．株式会社東京証券取引所における終値	355円
ロ．アップ率[{（転換価額）／（株価（終値））－1}×100]	21.97%

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

（ご参考）2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

(1)	社債の総額	150億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額
(2)	社債の払込金額	本社債額面金額の100%（各本社債の額面金額20,000,000円）
(3)	新株予約権付社債の募集価格（発行価格）	本社債額面金額の102.5%
(4)	発行決議日	2013年2月26日
(5)	社債の払込期日及び発行日	2013年3月14日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）
(6)	新株予約権を行使することができる期間	2013年3月28日から2018年2月28日の銀行営業終了時(行使請求受付場所現地時間）までとする。 但し、(A) 繰上償還の場合は、当該償還日の東京における3営業日前の日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで（但し、下記(B)の場合及び繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(B) 本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還の場合は、当該繰上償還に係る償還通知書が本社債の支払代理人の所定の営業所に預託されるまで、(C) 本社債の買入消却がなされる場合は、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、又は(D) 本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。 上記にかかわらず、当社の組織再編を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。 また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（当該暦日が東京における営業日でない場合、東京における当該暦日の翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。
(7)	償還期限	2018年3月14日

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(8)　潜在株式による希薄化情報　今回のファイナンスを実施することにより、直近（2012 年 12 月 31 日現在）の発行済株式総数（181,683,909 株）に対する潜在株式数の比率は 19.07%になる見込です。

（注）潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る本新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。なお、当社は新株予約権を発行しているため、直近の発行済株式総数は、2012 年 12 月 31 日現在の数字である 181,683,909 株として計算しております。

※詳細は、2013 年 2 月 26 日付当社プレスリリース「2018 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以　上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。